十三	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置
十四	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置
十五～十九	（略）

2　（略）

（整備規程の認可）

第十三条　（略）

一～十一	（略）
十二	硫黄酸化物放出低減装置
十三	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置
十四	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置
十五～十九	（略）

2～4　（略）

（変更命令）

第十五条　国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る物件に関する法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項の技術上の基準の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。

別表（第三十一条関係）

区分	
（略）	
ふん尿等浄化装置	
ふん尿等処理装置	
硫黄酸化物放出低減装置	
硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	
硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	
（略）	

（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

第三条　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（型式承認の基準）	（型式承認の基準）
第四条　型式承認は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。	**第四条**　型式承認は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

（新設）

（新設）

十二～十六	（略）

2　（略）

（整備規程の認可）

第十三条　（略）

一～十一	（略）
（新設）	
（新設）	
（新設）	
十二～十六	（略）

2～4　（略）

（変更命令）

第十五条　国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る物件に関する法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項の技術上の基準の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。

別表（第三十一条関係）

区分	
（略）	
ふん尿等浄化装置	
ふん尿等処理装置	
（略）	